

## 定款変更公告

当協会は、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 33 号）」により、信用保証協会法の一部改正を受け、定款第六条第三項中の「弁護士（弁護士法人を含む。）」を「弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）」に改めましたので、お知らせいたします。

令和四年十一月九日

山形市城南町一丁目一番一号

山形県信用保証協会

理事長 高橋 雅史